

字幕表示サービス“Cotopat” 利用約款

第1章 総則

第1条（本サービスの概要・定義）

1. 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客様に対する当社所定の字幕表示システムを利用した字幕表示サービス“Cotopat”（以下、「本サービス」といいます。）の提供にあたり、当社とお客様との間の契約関係を明確にすることを目的として、この字幕表示サービス“Cotopat”利用約款（以下、「本約款」といいます。）を定めます。
2. 本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 申込者：本サービスの利用の申込みをしようとする者
 - (2) お客様：当社との間で利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者

第2条（利用契約の成立）

1. 当社とお客様は、本条第2項に定める各規約類に掲げる内容を契約条件として、当社が本サービスを提供し、お客様が本サービスに対する対価を支払うことを内容とする契約（以下、「利用契約」といいます。）を締結するものとします。
2. 利用契約の契約条件は以下の各規約類により構成されるものとします。
 - (1) 本約款
 - (2) 当社が提供する本サービスに関する仕様書(以下、「サービス仕様書」といいます。)
 - (3) ソフトウェア利用規約（当社所定のソフトウェア起動時に表示される規約を指します。)
 - (4) 当社がお客様に通知する本サービスの機能・利用方法に関する説明、利用マニュアル、注意事項、制限事項および手順書等
 - (5) 当社が提供するお客様専用登録WEBサイトに関する利用規約
3. 利用契約は、お客様が当社指定の方法により申込み、当社がこれを承諾することにより成立します。
4. お客様は、利用契約の申込みにあたり、当社が指定するお客様の情報（以下、「お客様情報」といいます。）について、正確かつ真実の情報を当社所定の方法により提供するものとします。
5. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者による利用申込みを承諾しないことができます。なお、当社は、申込者の本サービスの申込みを承諾しないと判断した場合、申込者に対して、その旨を書面で通知します。
 - (1) 申込者の申込内容に基づく本サービスの提供が、当社の技術上著しく困難であると判断されるとき
 - (2) 申込者が、申込みに際して、虚偽の届出をしたとき
 - (3) 申込者に第19条（当社による利用契約の解約）第1項各号に該当する事由があるとき、またはそのおそれがあるとき
 - (4) 申込者が未成年者等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていないとき
 - (5) 申込者が競合他社等、当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うと当社が判断するとき
 - (6) 申込者が、本約款に定める義務を怠ることが合理的に見込まれるとき
 - (7) 申込者が当社に対して料金その他の債務のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (8) 当社の提供する各サービスについて、申込者が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、またはサービスを停止されていたとき
 - (9) 申込者が日本国内に本サービス利用の拠点を持たないときであって、申込者の申込内容に基づく本サービス利用の拠点における本サービスの提供が、当該地域において適用される法令により禁止されるとき
 - (10) その他、業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき

第3条（約款の変更）

1. 当社は、本約款をお客様の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、お客様の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の新利用約款を適用するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、本約款の変更により当社の義務を縮減する場合またはお客様の義務を加重する場合には、30日間の予告期間をおいて変更後の新利用約款の内容をお客様に通知することにより本約款を変更するものとします。
3. 前項の場合、お客様が本約款の変更後に本サービスを利用することをもって、お客様による変更後の約款への同意とみなします。

第4条（通知）

1. 当社からお客様への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を書面、電子メール、または当社のウェブページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を電子メールの送信または当社のウェブページへの掲載の方法により行う場合には、お客様に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはウェブページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第2章 本サービス

第5条（本サービスの提供）

1. 当社が提供する本サービスの種類およびその内容は、サービス仕様書に定めるとおりとし、当社は利用契約に基づき、サービス仕様書に定める条件（以下、「サービス仕様」といいます。）に従い、本サービスを提供するものとします。なお、本サービスには、第2条（利用契約の成立）第3項に基づきお客様が申込みをした本サービスに利用される端末機器等のハードウェアおよびプロジェクト、マイクその他の周辺機器（以下、「本サービス用機器」といいます。）の販売が含まれるものとします。
2. 当社は、お客様による本サービス利用に伴い生成された会話データおよびその要約データ等（以下、「生成データ」といいます）を、本サービスの一環として保存することがあります。お客様は、当社による生成データの保存について承諾するとともに、生成データに第三者の情報が含まれる場合は、お客様の責任において、当該第三者から生成データの保存について承諾を得るものとします。なお、お客様による保存された生成データの利用については、生成データ利用に関するサービス仕様に従うものとします。
3. サービス仕様は、予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後のサービス仕様に基づき行われます。
4. 前項にかかわらず、当社は本サービスの要素についてそのレベルを引き下げる等、本サービスの変更がお客様に対して不利益（ただし、軽微なものを除きます。）を生じさせると判断した場合、第3条（約款の変更）第2項の手續に従い、あらかじめお客様に通知するものとします。
5. 前二項の場合、お客様がサービス仕様の変更後に本サービスを利用することをもって、お客様による変更後のサービス仕様への同意とみなします。
6. 当社は、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を、当社の責任において、第三者に委託することができるものとします。
7. 当社は、本サービスの提供にあたり、お客様からの申込みに基づき本サービスの利用に必要な機器をお客様に貸与することがあります。お客様は、当該貸与物を自己の資産と明確に区分した上で、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、貸与物に貼付された当社または第三者の所有権を示す表示、標識等がある場合は、これらを当社に無断で除去し、汚損しないものとします。また、お客様の故意または過失により当該貸与物を紛失もしくは滅失し、または破損もしくは故障させた場合、お客様は、当該貸与物を原状に服する責任を負うとともに、当社が被った損害を賠償するものとします。

第6条（初期設定）

当社は、本サービスの提供にあたり、利用契約に基づき提供される本サービス用機器に対し、サービス仕様で定められる所定の初期設定を行います。初期設定の実施にあたり、当社は、本サービス用機器向けに当社において独自にGoogleアカウント（以下、「本アカウント」）を行います。）を作成し、当該アカウントに基づき、所定のアプリケーションを本サービス用機器にインストールします。

第3章 本サービスの対価

第7条（本サービスの対価）

1. 本サービスの対価は、本サービス用機器の販売代金を含む初期費用（以下、「初期費用」といいます）および本サービスの利

用料（以下、「サービス利用料」といいます。）から構成されるものとし、お客様は、初期費用およびサービス利用料を次の各号に従い当社に支払うものとします。

(1) 初期費用

本サービスの申込時に当社から発行される請求書に従い支払うものとします。

(2) サービス利用料

サービス利用料は、別途当社が提示する料金表に定めるものとし、お客様は、当該料金表に基づきサービス利用料を当社所定の方法で当社に対して支払うものとします。なお、サービス利用料は、当該料金表に基づき当社所定の利用時間（以下、「課金単位時間」といい、お客様と当社との間で特段の定めがない限り、原則月間1,500分とします。）ごとに設定されており、お客様による本サービスの利用時間が課金単位時間を超過した場合、自動的に次の課金単位時間にかかるサービス利用料が発生します。

2. 利用契約に定めがない場合でも、お客様の依頼またはお客様の責に帰すべき事由により、当社がお客様に対して本サービスまたはそれ以外のサービスの提供を行い、またはそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社はお客様に対して相当の対価を請求することができるものとします。
3. お客様が支払った初期費用およびサービス利用料は、本約款に別段の規定がある場合を除き、その理由の如何を問わず返還されません。また、サービス利用料について、本条第1項に基づき課金単位時間にかかるサービス利用料が発生した後は、実際の利用時間が当該課金単位時間に満たない場合であっても、残時間にかかる料金は返還されないものとします。ただし、お客様が当社に対して課金単位時間にかかるサービス利用料を前払いしている場合であって、かつ、お客様の責によらない事由により当該課金単位時間を一切利用することなく利用契約が終了する場合、当社は、お客様に対し、当該課金単位時間にかかるサービス利用料を返還するものとします。

第8条（サービス利用料の変更）

1. 当社は、本サービスの供給元の料金改定その他合理的な理由と認められる事由が生じた場合には、サービス利用料を改定することができます。この場合、当社は、お客様に対し、30日間の予告期間を置いて変更後のサービス利用料を通知することにより、当社所定の方法でサービス利用料を変更するものとします。
2. お客様がサービス利用料の変更後に本サービスを利用することをもって、お客様による変更後のサービス利用料への同意とみなします。

第4章 お客様の責任範囲

第9条（本サービス利用に関する責任）

1. お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを通じてお客様が発信した情報、その他本サービスを利用したお客様の行為およびその結果については、お客様が一切の責任を負い、当社に対していかなる不利益も与えないものとします。
3. お客様は、故意または過失により当社に対して損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償するものとします。
4. お客様による本サービスの利用に関して、お客様の故意または過失により、第三者に損害が発生した場合において、当社が当該第三者から裁判上もしくは裁判外を問わず損害賠償の請求を受け、和解金、解決金、損害賠償金その他名目の如何を問わず当該第三者に対して金員を支払った場合には、弁護士費用等、紛争の解決に要した費用を含めすべてお客様が負担するものとし、お客様は当社からの求償に応じるものとします。

第10条（アカウントおよびパスワード）

1. 当社は、第6条（初期設定）に基づき本サービス用機器向けに設定した本アカウントおよびこれに関するパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって管理します。当社は、本アカウントおよびパスワードを本サービス用機器の初期設定およびメンテナンスその他本サービスの正常な稼働のためのみに使用します。なお、当社は、お客様に対し本アカウントに関する情報を開示する

義務を負わないものとします。

- 理由の如何を問わず本サービスが終了した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の判断で本アカウントを停止することができるものとします。

第11条（ネットワークの接続、周辺機器等の手配）

お客様は、お客様の責任と費用において、インターネット接続回線等の設備、端末機器、周辺機器等（利用契約に基づき当社が販売する本サービス用機器を除きます）を手配し、また、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

第12条（データ等の保管およびバックアップ）

当社は、別途お客様との間で特別の合意が存在する場合を除き、本サービス上でお客様が取扱うお客様保有データの保管・バックアップ等を行わないものとします。

第13条（禁止事項）

- お客様は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - 本サービス用設備に対して過剰な負荷を掛ける行為
 - 国内外の諸法令または公序良俗に違反し、当社または第三者に不利益を与える行為
 - 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為
 - 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または保存する行為
 - 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為、および第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - 当社提供物（電磁データその他の無体物を含む。）に対するリバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブル等を含む一切の解析行為
- 当社は、本サービスの利用に関して、お客様の行為が本条第1項各号のいずれかに該当するものであることまたはお客様の提供した情報が本条第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または本条第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。
- お客様が故意または過失により本条第1項各号のいずれかに該当する行為をした場合、当社は、お客様に対し、当該行為によって生じた損害の賠償の請求を行います。
- 当社は、お客様の行為またはお客様が提供、送受信または登録する情報を監視する義務を負いません。また、本条第1項各号の事由が解消、治癒された場合でも、当社は削除された情報を現状に復帰する義務を負いません。

第5章 本サービスの停止および廃止

第14条（非常時における本サービスの停止）

- 同時多発的な天災、天変地異等の不可抗力により、やむを得ず本サービスを提供できない場合には、当社は、お客様からの事前の承諾を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に（事前通知が困難な場合は事後合理的に可能な限り速やかに）、本サービスの停止についてお客様へ通知するものとします。なお、通常のセキュリティ対策の想定を超えるような第三者による不正アクセス（コンピューターウイルスの混入を含む。）が生じた場合も、本項

の不可抗力に含まれるものとします。

2. 前項の不可抗力を原因として本サービスの提供を停止した場合であって、当社が本サービスの復旧のために合理的に可能な限り努力を行ったにもかかわらず、当社が本サービスの復旧が不可能と判断した場合には、当社は、お客様に対して通知することにより、本サービスを廃止することができるものとします。
3. 当社は、前各項により本サービスを提供できなかったことに関してお客様またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第15条（第三者のソフトウェアに起因する損害）

1. 当社は、当社が次項に基づく通知を行うことを前提に、本サービスに関連し、第三者が提供するソフトウェアに起因してお客様またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、第三者が提供するソフトウェアの瑕疵に起因する本サービスの障害を認識した場合には、お客様に対して、速やかにこれを通知するとともに、本サービスの復旧について合理的に可能な範囲で努力するものとします。

第16条（当社の事情による停止）

1. 当社は、本サービスについて運用上または技術上の支障が生じた場合、修理または復旧のため必要な措置を講じます。
2. 前項の修理または復旧のために必要がある場合、当社は、お客様に対して協力を依頼することができるものとし、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。
3. 本条第1項の場合、当社は、お客様への事前の通知を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に（事前通知が困難な場合は事後合理的に可能な限り速やかに）、本サービスの停止についてお客様へ通知するものとします。
4. 当社は、本サービスに関する定期点検や技術的な改変・アップグレードを行うため、お客様に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に停止（以下、「計画停止」といいます。）できるものとします。当社が計画停止を行う場合、お客様に対して24時間以上前の通知を行うものとし、実行可能な限り、日本時間の金曜日午後6時から月曜日の午前9時までの週末の時間帯に行うものとします。

第17条（本サービスの廃止）

当社は、当社の判断により本サービスの全部または一部を廃止しようとするときは、廃止日の3ヶ月前までにお客様に通知し、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

第6章 終了

第18条（お客様からの利用契約の解約）

1. お客様は、毎月15日（土日祝日または当社定休日に該当する場合はその前日）までに当社が定める方法により当社に通知することにより、当月末日をもって利用契約を将来に向かって解約することができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第3条（約款の変更）第2項、第5条（本サービスの提供）第3項および第8条（サービス利用料の変更）第1項に定める場合において、お客様が変更後の契約条件による利用契約の継続を希望せず、利用契約の解約を希望するときは、お客様は解約希望日の20日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、通知された解約日をもって利用契約を将来に向かって解約することができるものとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、お客様は、当社が次条（当社による利用契約の解約）第1項各号（第（1）号、第（6）号および第（8）号を除く。）のいずれかに該当する場合、当社が定める方法により当社への20日前の通知を行った上で利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。ただし、お客様の損害が拡大すると判断した場合には事前通知をすることなく、利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。

第19条（当社による利用契約の解約）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社が定める方法によりお客様への通知を行った上で利用

契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。ただし、当社の損害が拡大すると判断した場合には事前通知をすることなく、利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 申込みに際して、虚偽の届出があった場合
 - (2) 支払停止または支払不能となった場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったときまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) サービス利用料を滞納し、当社からの催告を受けたにもかかわらず30日以内に未納分の支払を行わない場合
 - (7) 利用契約に違反した場合
 - (8) お客様の行為が第13条（禁止事項）第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (9) 反社会的勢力である、または反社会的勢力であったと当社が判断した場合
 - (10) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
 - ① 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
 - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (11) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. お客様は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いのサービス料金等当社に対する債務がある場合には、当該債務について直ちに期限の利益を失うものとします。

第20条（利用契約終了後の措置）

当社は、終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合、本サービス上のお客様保有データをお客様に通知することなく削除します。なお、これによりお客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第7章 保証・免責

第21条（本サービス用機器の保証）

1. 当社は、当社が提供する本サービス用機器を構成する次の機器（以下、「保証対象機器」といいます。）について、当社の責に帰すべき事由により故障、損傷等が生じ、当該機器が正常に稼働できなくなった場合、当社が本サービス用機器をお客様に対し出荷した日から6ヶ月間に限り、無償での交換または修理に応じます。なお、本条に基づく保証の対象は、お客様が当社から購入した保証対象機器に限られるものとし、お客様自ら調達した製品については保証の対象外とします。

（保証対象機器） Cotopac Screen：プロジェクター、マイク、オーディオ変換機器、テンキー
Cotopac Mobile(Wi-Fiモデル)：マイク、USBハブ、テンキー

※ Cotopac Mobile(Wi-Fiモデル)のタブレット本体の保証については、別途当社が定める保証条件に基づき、3年間の特別保証とします。

※ Cotopac Mobile(Simモデル)のタブレット本体の保証については、別途タブレット本体の製造メーカーまたは販売元から提示される保証書等に定める保証内容に基づくものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、保証対象機器について生じた次の各号のいずれかに該当する事由に起因する故障、損傷等については、前項の保証の対象外とします。
 - (1) サービス仕様書・カタログ・取扱説明書等に記載されている以外の不適当な条件、環境、取扱い、使用方法等
 - (2) お客様への納入後の移動、輸送時の取扱い等
 - (3) お客様が自らの判断で本サービス用機器に接続または使用したハードウェア、ソフトウェアその他製品
 - (4) 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、公害、塩害、静電気、異常電圧等の外部要因
 - (5) お客様または第三者によるサービス用機器の修理または改変・改造等

- (6) お客様による利用契約違反
- (7) 前各号の他、お客様に対し一般的に求められる範囲の注意義務違反

第22条（免責）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、本約款および利用契約に定めるものを除き、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。
2. 本サービスの利用により生じる結果および本サービスを用いて行った行為の結果について、その理由を問わず当社はお客様に対して何らの責任を負いません。
3. 当社は、利用契約に反するお客様の本サービス利用に起因する、システムの過負荷およびシステムの不具合によるデータの破損・紛失に関して一切の責任を負いません。
4. 本条第2項から第3項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合またはお客様が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しません。

第23条（損害賠償額の上限）

本約款において個別に定める場合のほか、いかなる場合においても、当社が、利用契約に基づきお客様に対して負担する損害賠償額は、当該損害が当社の故意または重過失に起因するものである場合を除き、当該損害賠償の原因となる事由が生じた日から過去12ヶ月分の月額サービス利用料を上限として、お客様が当社に対して支払ったサービス利用料の合計額に相当する金額を超えないものとします。

第8章 一般条項

第24条（秘密保持義務）

1. 当社およびお客様は、本約款および利用契約の履行に際して知り得た相手方の業務、技術、取引および社内情報等を相手方の事前の書面による承諾のない限り、公表し、もしくは第三者に対して開示または漏洩してはならないものとします。ただし、当該情報が以下のいずれかの情報に該当する場合には、この限りではありません。
 - (1) 受領当事者が知る以前に既に公知であった情報
 - (2) 受領当事者が知る以前から既に保有していた情報
 - (3) 受領当事者が知った後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報
2. 当社およびお客様は、自己の責任において、自己の従業員または役職員に本条に定める義務を遵守させなければならないものとします。
3. 当社は、本条に定める自らの義務と同等の義務を第5条（本サービスの提供）第5項に定める委託先に対して負わせるものとし、委託先による当該義務の履行について、お客様に対し責任を負うものとします。
4. 本条に定める当社およびお客様の義務は、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知ったお客様の個人情報については、当社が別に定める「個人情報保護方針」に従って取り扱います。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 当社が把握している個人情報の取扱いについては、前条（秘密保持義務）第1項の規定を準用するものとします。
4. 当社は、本条に定める自らの義務と同等の義務を第5条（本サービスの提供）第5項に定める委託先に対して負わせるものとし、委託先による当該義務の履行について、お客様に対し責任を負うものとします。
5. 本条に定める当社およびお客様の義務は、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第26条（データ等の開示）

本サービス上で取り扱われるお客様保有データ等について、法令に基づく強制的な開示要請、または行政当局もしくは司法当局からの強制的な開示要請を当社が受けた場合、当社は、お客様の同意なく当該要請にかかるお客様のデータ等を法令で強制される限度で開示できるものとします。この場合、当社は当該要請にかかるお客様に対して、可能な範囲で事前に通知するものとします。

第27条（利用可能地域）

本サービスの利用可能地域は日本国内とし、お客様は、当社の事前の承諾を得ることなく、本サービスまたは本サービス用機器を日本国外で利用し、または日本国外に輸出してはならないものとします。

第28条（報告・届出）

1. お客様は、利用契約の契約期間内において、本サービスについて異常を発見したときは、速やかに当社に対して当社所定の方法により届け出るものとします。
2. お客様は、お客様情報変更があったときは、速やかに当社に対し当社所定の方法で届け出るものとします。
3. 前二項の違反によって生じた通知の不到達、本サービス提供の遅延、その他お客様に生じる不利益について、当社は何ら責任を負わないものとします。

第29条（権利帰属）

当社がお客様に対して提供する本サービスにおけるノウハウ、システムその他に存する一切の知的財産権およびその他の権利は当社または当社のライセンサーに帰属するものであり、お客様はこれを侵害してはならないものとします。

第30条（譲渡禁止等）

お客様は、本約款および利用契約上のお客様の地位、ならびに権利および義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に対して承継、譲渡、担保提供等してはならないものとします。

第31条（準拠法）

本約款および利用契約は、日本国法に準拠するものとし、日本国法に従って解釈されるものとします。

第32条（合意管轄裁判所）

本約款または利用契約に関してお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（協議事項）

本約款および利用契約に定めのない事項またはそれらの条項の解釈に疑義が生じた場合には、当社とお客様は誠意をもって協議の上友好的に解決するものとします。

附則

本約款は、2023年8月17日より実施します。

(2023年12月19日改定)

(2024年5月21日改定)

以上